

第 4 5 号議案

八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営
の基準に関する条例の一部を改正する条例設定について

八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和 3 年 2 月 2 4 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する
条例の一部を改正する条例

八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例
(平成 2 6 年八王子市条例第 5 6 号) の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次 第 1 章～第 1 3 章 (略) 第 1 4 章 (第 2 7 6 条 ・第 2 7 7 条) 附則 (指定居宅サービスの事業の一般原則) 第 3 条 (略) 2 (略) 3 指定居宅サービス事業者は、 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の 措置を講じなければならない。 4～6 (略) 7 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第 1 1 8 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ	目次 第 1 章～第 1 3 章 (略) 第 1 4 章 (第 2 7 6 条) 附則 (指定居宅サービスの事業の一般原則) 第 3 条 (略) 2 (略) 3 指定居宅サービス事業者は、 利用者への虐待の防止及び早期発見のため、従業者に対する研修の実施その他の必要な 措置を講じなければならない。 4～6 (略)

有効に行うよう努めなければならない。

(運営規程)

第9条 指定訪問介護事業者は、各指定訪問介護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) (略)

(勤務体制の確保等)

第11条 (略)

2・3 (略)

4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第11条の2 指定訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第32条 (略)

2 (略)

3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策

(運営規程)

第9条 指定訪問介護事業者は、各指定訪問介護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) (略)

(勤務体制の確保等)

第11条 (略)

2・3 (略)

(衛生管理等)

第32条 (略)

2 (略)

を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第33条 (略)

2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(地域との連携等)

第38条 (略)

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

(虐待の防止)

第39条の2 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(掲示)

第33条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、掲示が著しく困難な場合は、利用者が自由に見ることができる場所に重要事項を記載した書面を設置することにより、掲示に代えることができる。

(地域との連携)

第38条 (略)

(運営規程)

第52条 指定訪問入浴介護事業者は、各指定訪問入浴介護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) (略)

(勤務体制の確保等)

第52条の2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第58条 第11条の2から第23条まで、第25条、第30条、第32条から第35条まで及び第36条から第40条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第32条第2項中「設備

(運営規程)

第52条 指定訪問入浴介護事業者は、各指定訪問入浴介護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) (略)

(準用)

第58条 第11条から第23条まで、第25条、第30条、第32条から第35条まで及び第36条から第40条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第11条、第12条第1項及び第22条中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」

及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(準用)

第62条 第11条の2から第18条まで、第20条から第23条まで、第25条、第30条、第32条から第35条まで、第36条から第40条まで(第37条第4項を除く。)及び第47条並びに第4節(第53条第1項及び第58条を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第23条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第25条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第32条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第53条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第67条 指定訪問看護事業者は、各指定訪問看護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) (略)

(運営規程)

第82条 指定訪問リハビリテーション事業

と、第32条中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第33条中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第62条 第11条から第18条まで、第20条から第23条まで、第25条、第30条、第32条から第35条まで、第36条、第37条(第4項を除く。)、第38条から第40条まで及び第47条並びに第4節(第53条第1項及び第58条を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第11条、第12条第1項及び第22条中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第23条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第25条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第32条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、同条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第33条中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第53条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第67条 指定訪問看護事業者は、各指定訪問看護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) (略)

(運営規程)

第82条 指定訪問リハビリテーション事業

者は、各指定訪問リハビリテーション事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) (略)

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第85条 指定訪問リハビリテーションの具体的な取扱いは、第79条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第142条第1項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議（**テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。**）をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。

(運営規程)

第92条 指定居宅療養管理指導事業者は、各指定居宅療養管理指導事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。

(1)～(5) (略)

者は、各指定訪問リハビリテーション事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) (略)

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第85条 指定訪問リハビリテーションの具体的な取扱いは、第79条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第142条第1項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。

(運営規程)

第92条 指定居宅療養管理指導事業者は、各指定居宅療養管理指導事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) (略)

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第95条 (略)

2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の具体的な取扱いは、第89条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。

(1)~(3) (略)

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行う。

(5) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

(7) (略)

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。

(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

(3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。

(6) (略)

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第95条 (略)

2 薬剤師、**歯科衛生士又は管理栄養士**の行う指定居宅療養管理指導の具体的な取扱いは、第89条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。

(1)~(3) (略)

(4) (略)

(4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。

(運営規程)

第102条 指定通所介護事業者は、各指定通所介護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章（第5節を除く。）において「運営規程」という。）を定めなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第103条 (略)

2 (略)

3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質向上のため、外部研修その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。

その際、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第109条 (略)

2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、**次の各号に掲げる措置を講じなければならない。**

(1) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を

(運営規程)

第102条 指定通所介護事業者は、各指定通所介護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章（第5節を除く。）において「運営規程」という。）を定めなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) (略)

(勤務体制の確保等)

第103条 (略)

2 (略)

3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者の資質向上のため、外部研修その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。

その際、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第109条 (略)

2 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、**必要な措置を講ずるとともに、感染症の発生及びまん延の防止に係る研修を実施するよう努めなければならない。**

活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(地域との連携等)

第109条の2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(非常災害対策)

第110条 (略)

2 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第110条の2 (略)

2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

3・4 (略)

(準用)

第112条 第11条の2から第21条まで、第23条、第25条、第30条、第31条、第33条から第35条まで、第36

(非常災害対策)

第110条 (略)

(事故発生時の対応)

第110条の2 (略)

2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

3・4 (略)

(準用)

第112条 第12条から第21条まで、第23条、第25条、第30条、第31条、第33条から第35条まで、第36条から

条、**第37条、第39条の2**、第40条及び第51条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、**第11条の2第2項**、第12条第1項、第31条、**第33条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号**中「訪問介護員等」とあるのは、「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第114条 **第11条の2**から第21条まで、第23条、第25条、第30条、第31条、第33条から第35条まで、第36条、**第37条、第39条の2**、第40条、第51条、第98条、第100条及び第101条第4項並びに前節(第112条を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「運営規程」とあるのは「運営規程(第102条に規定する運営規程をいう。**第33条第1項において同じ。**)」と、「訪問介護員等」とあるのは、「共生型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型通所介護従業者」という。)」と、**第11条の2第2項**、第31条、**第33条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号**中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第101条第4項中「前項ただし書の場合(指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第103条第3項**及び第4項**、第106条第2号、**第107条第4項並びに第109条第2項第1号及び第3号**中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第106条中「第98条」とあるのは「第114条において準用する第98条」と、「前条」とあるのは「第114条において準用する前条」と、同条第1号中「次条第1項」とあるのは「第114条において準用する次条第1項」と、第111条第2項第2号中「次条において準用する第23条第2項」とあるのは「第23条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第30条」とあるのは「第30条」と、同項第4号中「次条において準

第38条まで、第40条及び第51条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項、第31条**及び第33条**中「訪問介護員等」とあるのは、「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第114条 **第12条**から第21条まで、第23条、第25条、第30条、第31条、第33条から第35条まで、第36条**から第38条まで**、第40条、第51条、第98条、第100条及び第101条第4項並びに前節(第112条を除く。)の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「運営規程」とあるのは「運営規程(第102条に規定する運営規程をいう。)」と、「訪問介護員等」とあるのは、「共生型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型通所介護従業者」という。)」と、第31条**及び第33条**中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第101条第4項中「前項ただし書の場合(指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第103条第3項、第106条第2号**及び**第107条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第106条中「第98条」とあるのは「第114条において準用する第98条」と、「前条」とあるのは「第114条において準用する前条」と、同条第1号中「次条第1項」とあるのは「第114条において準用する次条第1項」と、第111条第2項第2号中「次条において準用する第23条第2項」とあるのは「第23条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第30条」とあるのは「第30条」と、同項第4号中「次条において準用する第37条第2項」とあるのは「第37条第2項」と読み替えるものとする。

用する第37条第2項」とあるのは「第37条第2項」と読み替えるものとする。

(準用)

第134条 **第11条の2**から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第25条、第30条、第31条、第33条から第35条まで、第36条、第37条(第4項を除く。)、**第39条の2**、第40条、第51条及び第98条並びに第4節(第104条第1項及び第112条を除く。)の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、**第11条の2第2項、第12条第1項、第31条、第33条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号**中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第23条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第25条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第104条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第139条 指定通所リハビリテーション事業者は、各指定通所リハビリテーション事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めなければならない。

(1)~(8) (略)

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項
(10) (略)

(衛生管理等)

第143条 (略)

2 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、**次の各号に掲げる措置を講じ**なければならない。

(1) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防

(準用)

第134条 **第12条**から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第25条、第30条、第31条、第33条から第35条まで、第36条、第37条(第4項を除く。)、**第38条**、第40条、第51条及び第98条並びに第4節(第104条第1項及び第112条を除く。)の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第23条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第25条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、**第31条及び第33条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と**、第104条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第139条 指定通所リハビリテーション事業者は、各指定通所リハビリテーション事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めなければならない。

(1)~(8) (略)

(9) (略)

(衛生管理等)

第143条 (略)

2 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、**必要な措置を講ずるとともに、感染症の発生及びまん延の防止に係る研修を実施するよう努め**なければならない。

止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(準用)

第145条 第11条の2から第17条まで、第19条から第21条まで、第23条、第25条、第30条、第31条、第33条、第34条、第36条から第40条まで、第69条、第103条、第104条、第108条及び第110条の規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第17条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第103条第3項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の配置の基準)

第147条 (略)
2 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第128条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第129条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなすことができる。

(準用)

第145条 第12条から第17条まで、第19条から第21条まで、第23条、第25条、第30条、第31条、第33条、第34条、第36条から第40条まで、第69条、第103条、第104条、第108条及び第110条の規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第17条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第31条及び第33条中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第103条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の配置の基準)

第147条 (略)
2 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第128条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第129条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。

(運営規程)

第151条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) (略)

(準用)

第167条 **第11条の2、**第13条から第17条まで、第19条、第20条、第23条、第25条、第30条、第33条から第35条まで、第36条から第40条まで**(第38条第2項を除く。)**、第51条、第103条、第109条及び第110条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、**第11条の2第2項、第33条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号**中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第103条第3項**及び第4項並びに第109条第2項第1号及び第3号**中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(設備及び備品等)

第170条 (略)

2・3 (略)

4 前項各号の設備のうち、ユニット（居室に限る。）にあっては次に掲げる基準を、その他の設備にあっては市規則で定める基準を満たさなければならない。

(1) (略)

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。この場合において、一のユニットの利用定員（一のユニットにおいて同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第153条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指

(運営規程)

第151条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) (略)

(準用)

第167条 第13条から第17条まで、第19条、第20条、第23条、第25条、第30条、第33条から第35条まで、第36条から第40条まで、第51条、第103条、第109条及び第110条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、**第33条**中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第103条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(設備及び備品等)

第170条 (略)

2・3 (略)

4 前項各号の設備のうち、ユニット（居室に限る。）にあっては次に掲げる基準を、その他の設備にあっては市規則で定める基準を満たさなければならない。

(1) (略)

(2) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。この場合において、一のユニットの利用定員（一のユニットにおいて同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第153条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指

定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第151条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者をいう。以下この条及び第179条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、原則としておおむね12人以下とすること。ただし、利用者の処遇に支障がないと認められる場合は、15人以下とすることができる。

(3) (略)

(4) (略)

5・6 (略)

(運営規程)

第172条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1)~(10) (略)

(11) 虐待の防止のための措置に関する事項

(12) (略)

(勤務体制の確保等)

第173条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質向上のため、外部研修その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介

定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第151条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者をいう。以下この条及び第179条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、12人以下としなければならない。ただし、市規則で定める場合は、この限りでない。

(3) (略)

(4) ユニットに属さない居室をユニットの居室として改修したものについては、居室を隔てる壁と天井との間に一定の隙間が生じる場合は、利用者相互間の視線の遮断を確保すること。

(5) (略)

5・6 (略)

(運営規程)

第172条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1)~(10) (略)

(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第173条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質向上のため、外部研修その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。

護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第180条の3 第11条の2、第13条から第17条まで、第19条、第20条、第23条、第25条、第30条、第33条から第35条まで、第38条第2項を除く。、第51条、第103条、第109条、第110条、第146条及び第148条並びに第4節(第167条を除く。)の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」と、第33条第1項中「運営規程」とあるのは「運営規程(第180条の3において準用する第151条に規定する運営規程をいう。第180条の3において準用する第153条第1項において同じ。)」と、同項並びに第39条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第103条第3項及び第4項並びに第109条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第148条第1項中「(以下この条及び第156条において「管理者」という。)」とあるのは「(以下この条及び第180条の3において準用する第156条において「管理者」という。)」と、第153条第1項、第155条第3項、第156条第1項及び第163条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第166条第2項第2号中「次条において準用する第23条第2項」とあるのは「第23条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第30条」とあるのは「第30条」と、同項第5号中「次条において準用する第37条第2項」とあるのは「第37条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第39条第1項」とあるのは

(準用)

第180条の3 第13条から第17条まで、第19条、第20条、第23条、第25条、第30条、第33条から第35条まで、第36条から第40条まで、第51条、第103条、第109条、第110条、第146条及び第148条並びに第4節(第167条を除く。)の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第33条中「運営規程」とあるのは「運営規程(第180条の3において準用する第151条に規定する運営規程をいう。第180条の3において準用する第153条第1項において同じ。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」と、第103条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第148条第1項中「(以下この条及び第156条において「管理者」という。)」とあるのは「(以下この条及び第180条の3において準用する第156条において「管理者」という。)」と、第153条第1項、第155条第3項、第156条第1項及び第163条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第166条第2項第2号中「次条において準用する第23条第2項」とあるのは「第23条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第30条」とあるのは「第30条」と、同項第5号中「次条において準用する第37条第2項」とあるのは「第37条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第39条第1項」とあるのは「第39条第1項」と読み替えるものとする。

は「第39条第1項」と読み替えるものとする。

(準用)

第187条 **第11条の2**、第13条から第17条まで、第20条、第23条、第25条、第30条、第33条から第35条まで、第36条**から第40条まで(第37条第4項及び第38条第2項を除く。)**、第51条、第103条、第109条、第110条及び第146条並びに第4節(第154条第1項及び第167条を除く。)の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、**第11条の2第2項、第33条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と**、第23条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第25条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第103条第3項**及び第4項並びに第109条第2項第1号及び第3号**中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第154条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第160条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第164条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第166条第2項第2号中「次条において準用する第23条第2項」とあるのは「第23条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第30条」とあるのは「第30条」と、同項第5号中「次条において準用する第37条第2項」とあるのは「第37条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第39条第1項」とあるのは「第39条第1項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第191条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めなければな

(準用)

第187条 第13条から第17条まで、第20条、第23条、第25条、第30条、第33条から第35条まで、第36条、**第37条(第4項を除く。)**、**第38条から第40条まで**、第51条、第103条、第109条、第110条及び第146条並びに第4節(第154条第1項及び第167条を除く。)の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第23条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第25条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、**第33条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と**、第103条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第154条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第160条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第164条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第166条第2項第2号中「次条において準用する第23条第2項」とあるのは「第23条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第30条」とあるのは「第30条」と、同項第5号中「次条において準用する第37条第2項」とあるのは「第37条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第39条第1項」とあるのは「第39条第1項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第191条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めなければな

らない。

(1)～(7) (略)

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) 略

(準用)

第203条 **第11条の2**、第13条から第17条まで、第19条、第20条、第23条、第25条、第30条、第33条、第34条、第36条から第40条まで**(第38条第2項を除く。)**、第51条、第103条、第110条、第143条、第152条第2項、第153条及び第165条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、**第11条の2第2項、第33条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号**中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第103条第3項**及び第4項**中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、**第143条第2項第1号及び第3号**中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第153条第1項中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第207条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) 略

(勤務体制の確保等)

第208条

2・3 (略)

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の資質向上のため、外部研修その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。**その際、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)**に対し、認知症介護に係る**基礎的な研修を受講させるために必要な措**

らない。

(1)～(7) (略)

(8) 略

(準用)

第203条 第13条から第17条まで、第19条、第20条、第23条、第25条、第30条、第33条、第34条、第36条から第40条まで、第51条、第103条、第110条、第143条、第152条第2項、第153条及び第165条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、**第33条**中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第103条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第153条第1項中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第207条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) 略

(勤務体制の確保等)

第208条

2・3 (略)

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者の資質向上のため、外部研修その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。

置を講じなければならない。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第221条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、各指定特定施設において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章（第5節を除く。）において「運営規程」という。）を定めなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項
(11) (略)

(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第227条 (略)

2～5 (略)

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 **(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)** を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

7 (略)

(勤務体制の確保等)

第231条 (略)

2・3 (略)

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者の資質向上のため、外部研修その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。**その際、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介**

(運営規程)

第221条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、各指定特定施設において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章（第5節を除く。）において「運営規程」という。）を定めなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) (略)

(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第227条 (略)

2～5 (略)

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

7 (略)

(勤務体制の確保等)

第231条 (略)

2・3 (略)

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者の資質向上のため、外部研修その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。

護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第236条 **第11条の2**、第15条、第16条、第25条、第30条、第33条から第35条まで、第36条、第37条、第39条**から第40条まで**、第51条、第56条、第109条、第110条及び第159条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、**第11条の2第2項、第33条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号**中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第56条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、**第109条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と**読み替えるものとする。

(運営規程)

第242条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、各指定特定施設において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めなければならない。

(1)～(10) (略)

(11) 虐待の防止のための措置に関する事項
(12) (略)

(準用)

第247条 **第11条の2**、第15条、第16条、第25条、第30条、第33条から第35条まで、第36条、**第37条、第39条**から第40条まで、第51条、第56条、第109条、第110条、第220条、第222条、第224条、第226条、第227条及び第230条から第234条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について

(準用)

第236条 第15条、第16条、第25条、第30条、第33条から第35条まで、第36条、第37条、第39条、**第40条**、第51条、第56条、第109条、第110条及び第159条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、**第33条**中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第56条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第242条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、各指定特定施設において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めなければならない。

(1)～(10) (略)

(11) (略)

(準用)

第247条 第15条、第16条、第25条、第30条、第33条から第35条まで、第36条から第40条まで、第51条、第56条、第109条、第110条、第220条、第222条、第224条、第226条、第227条及び第230条から第234条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、**第3**

準用する。この場合において、第11条の2第2項並びに第39条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第33条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第34条第1項中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第56条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設従業者」と、第109条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第220条第3項及び第6項中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第224条中「サービス」とあるのは「基本サービス」と、第231条中「適切な指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「適切な基本サービス」と、「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、「指定特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第252条 指定福祉用具貸与事業者は、各指定福祉用具貸与事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) (略)

(衛生管理等)

第259条 (略)

2～5 (略)

6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定福祉用具貸与事業所における

3条中「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第34条第1項中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第56条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設従業者」と、第220条第3項及び第6項中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第224条中「サービス」とあるのは「基本サービス」と、第231条中「適切な指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「適切な基本サービス」と、「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、「指定特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第252条 指定福祉用具貸与事業者は、各指定福祉用具貸与事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) (略)

(衛生管理等)

第259条 (略)

2～5 (略)

感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示及び目録の備付け)

第260条 (略)

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

3 (略)

(準用)

第262条 第11条の2から第23条まで、第25条、第30条、第34条、第35条、第36条から第40条まで、第51条並びに第103条第1項、第2項及び第4項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第11条の2第2項、第12条第1項、第39条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第14条中「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目等」と、第18条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第22条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第23条第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第25条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第103条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

(準用)

第264条 第11条の2から第18条まで、第20条から第23条まで、第25条、第30条、第34条、第35条、第36条から第40条まで、(第37条第4項を除く。)、第51条、第103条第1項、第2項及び第4項、第248条、第250条、第251条並びに第4節(第253条

(掲示及び目録の備付け)

第260条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、掲示が著しく困難な場合は、利用者が自由に見ることができる場所に重要事項を記載した書面を設置することにより、掲示に代えることができる。

3 (略)

(準用)

第262条 第12条から第23条まで、第25条、第30条、第34条、第35条、第36条から第40条まで、第51条並びに第103条第1項及び第2項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第14条中「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目等」と、第18条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第22条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第23条第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第25条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第103条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と読み替えるものとする。

(準用)

第264条 第12条から第18条まで、第20条から第23条まで、第25条、第30条、第34条、第35条、第36条、第37条(第4項を除く。)、第38条から第40条まで、第51条、第103条第1項及び第2項、第248条、第250条、第251条並びに第4節(第253条第1

第1項及び第262条を除く。)の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、**第11条の2第2項、第12条第1項、第39条の2第1号及び第3号**中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第14条中「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目等」と、第18条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第22条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第23条第1項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第25条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第103条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、**同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と**、第253条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(準用)

第275条 **第11条の2**から第18条まで、第20条から第22条まで、第30条、第32条、第34条、第35条、第36条から第40条まで、第51条、第103条第1項、**第2項及び第4項**、第252条、第254条、第257条、第258条並びに第260条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、**第11条の2第2項、第12条第1項、第32条第3項第1号及び第3号並びに第39条の2第1号及び第3号**中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第14条中「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う特定福祉用具の種目等」と、第18条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第22条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第32条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第103条第2項中「処遇」と

項及び第262条を除く。)の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第12条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第14条中「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う福祉用具の種目等」と、第18条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第22条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第23条第1項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第25条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第103条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第253条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(準用)

第275条 第275条 **第12条**から第18条まで、第20条から第22条まで、第30条、第32条、第34条、第35条、第36条から第40条まで、第51条、第103条第1項**及び第2項**、第252条、第254条、第257条、第258条並びに第260条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第14条中「実施地域等」とあるのは「実施地域、取り扱う特定福祉用具の種目等」と、第18条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第22条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第32条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第103条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第252条第4号中「利用料」とあるのは「販売費用の

あるのは「サービスの利用」と、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第252条第4号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第254条第2項中「福祉用具を貸与」とあるのは「特定福祉用具を販売」と、第257条第1項中「福祉用具に」とあるのは「特定福祉用具に」と、同条第2項中「指定福祉用具貸与」とあるのは「指定特定福祉用具販売」と、第258条中「福祉用具を」とあるのは「特定福祉用具を」と、第260条第2項中「福祉用具の」とあるのは「特定福祉用具の」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第276条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第15条第1項（第41条の3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条、第112条、第114条、第134条、第145条、第167条（第180条において準用する場合を含む。）、第180条の3、第187条、第203条（第215条において準用する場合を含む。）、第236条、第247条、第262条、第264条及び第275条において準用する場合を含む。）及び第224条第1項（第247条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2口指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについて

額」と、第254条第2項中「福祉用具を貸与」とあるのは「特定福祉用具を販売」と、第257条第1項中「福祉用具に」とあるのは「特定福祉用具に」と、同条第2項中「指定福祉用具貸与」とあるのは「指定特定福祉用具販売」と、第258条中「福祉用具を」とあるのは「特定福祉用具を」と、第260条第2項中「福祉用具の」とあるのは「特定福祉用具の」と読み替えるものとする。

は、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

(委任)
第277条 (略)

(委任)
第276条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第9条（新条例第41条の3及び第46条において準用する場合を含む。）、第52条（新条例第62条において準用する場合を含む。）、第67条、第82条、第92条、第102条（新条例第114条及び第134条において準用する場合を含む。）、第139条、第151条（新条例第180条の3及び第187条において準用する場合を含む。）、第172条、第191条、第207条、第221条、第242条及び第252条（新条例第264条及び第275条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とし、新条例第39条の2（第3号に係る部分を除く。）（新条例第41条の3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条、第112条、第114条、第134条、第145条、第167条（新条例第180条において準用する場合を含む。）、第180条の3、第187条、第203条（新条例第215条において準用する場合を含む。）、第236条、第247条、第262条、第264条及び第275条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第39条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第11条の2(新条例第41条の3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条、第112条、第114条、第134条、第145条、第167条(新条例第180条において準用する場合を含む。))、第180条の3、第187条、第203条(新条例第215条において準用する場合を含む。))、第236条、第247条、第262条、第264条及び第275条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第11条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第32条第3項(新条例第41条の3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条及び第275条において準用する場合を含む。))、第109条第2項(新条例第114条、第134条、第167条(新条例第180条において準用する場合を含む。))、第180条の3、第187条、第236条及び第247条において準用する場合を含む。))、第143条第2項(新条例第203条(新条例第215条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))及び第259条第6項(新条例第264条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第52条の2第3項(新条例第62条において準用する場合を含む。))、第103条第3項(新条例第114条、第134条、第145条、第167条、第180条の3、第187条及び第203条において準用する場合を含む。))、第173条第4項、第208条第4項及び第231条第4項(新条例第247条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

6 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、この条例による改正前の八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第170条第4項第4号の規定の要件を満たしているものについては、なお従前の例による。